

令和5年4月25日

お知らせ

担当課	監理課
担当者	藤本、岡崎
内線	4133、4137
直通	226-7463

建設業法による営業停止処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次の建設業者に対し、監督処分（営業停止）を行ったのでお知らせします。

記

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	<small>あらしけんせつかぶしがいしゃ</small> 嵐建設株式会社	代表者氏名	<small>あらし てるあき</small> 嵐 輝昭
主たる営業所の所在地	玉野市東高崎18-17		
許可番号	岡山県知事許可（特-4）第13379号		
許可を受けている建設業の種類	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業		

2 処分をした日

令和5年4月24日

3 処分の内容

建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）の規定による営業停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

(2) 期間

令和5年5月8日から同月14日までの7日間

4 処分の原因となった事実

嵐建設株式会社の元取締役が、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条（投棄禁止）の規定に違反し、令和5年2月に岡山地方裁判所から懲役2年、罰金50万円、執行猶予4年の略式命令を受け、同年3月にその刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するため、同条第3項に基づき営業停止処分とする。